

かつしか 区議会だより

令和5年第4回定例会

| | | |
|-----|---------|--|
| 11月 | 28日 | 本会議（一般質問等） |
| | 29日 | 本会議（一般質問、議案の付託・議決等） 常任委員会（総務、文教） 議会運営委員会 |
| 12月 | 1・4・5日 | 常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務） |
| | 7・8・11日 | 特別委員会（区民サービス向上対策、危機管理対策、都市基盤整備） |
| | 13日 | 議会運営委員会 |
| | 14日 | 本会議（議案の付託・議決等） 常任委員会（保健福祉、総務） 議会運営委員会 |

主な内容 2・3面…一般質問 4・5面…各会派の年頭あいさつ 6・7面…区議会のしくみほか 8面…可決された議案ほか

No.260 令和6年（2024年） 1月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543



江戸川に架かる葛飾大橋からの眺望

住民税均等割非課税世帯重点支援給 付金給付事業など補正予算を可決

今回の定例会では、10名の議員から区政一般質問が行われました。
また、令和5年度一般会計補正予算（第4号・第5号）をはじめとする区長提出議案等25件と、固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書（下欄参照）など、議員提出議案5件が可決されました。

可決された意見書（要旨）

第4回定例会では次の意見書4件を可決し、関係機関に送付しました。

固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置の継続を求める意見書

本区議会は東京都に対し、次の事項について取り組むことを強く求める。①小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を令和6年度以降も継続すること。②小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を令和6年度以降も継続すること。③商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を令和6年度以降も継続すること。

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

本区議会は政府に対し、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と、職員の人権を尊重し生活を保障する取組を迅速に推進するよう、次の事項について取り組むことを強く求める。①医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、令和6年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善を行うこと。②新型コロナウイルス感染症による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給等、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所のサービス提供体制確保事業」の活用を推進すること。③介護や障害福祉を支える職員は専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の「地域対応活用」を促進すること。

食品ロス削減への国民運動の更なる推進を求める意見書

本区議会は政府に対し、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動の更なる推進を図るよう、次の事項について特段の取組を強く求める。①賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し、実効性を強化すること。②食品ロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長につながる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取組を一層強化すること。③食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども食育フードバンク等に対する企業等からの在庫食品の寄付促進や、フードドライブ（未利用食品の寄付運動）等の利活用で、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、国民運動としての取組を一層強化すること。④事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店等から提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。⑤食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮・芯・種等、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、出来る限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

認知症との共生社会の実現を求める意見書

本区議会は政府に対し、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を各地域で実現するため、次の事項について特段の取組を強く求める。①本年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の立法の趣旨を踏まえた円滑な施行に向け、施行後に設置する「認知症施策推進本部」をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が自身が認知症であることを隠すことなく明らかに日常生活を続けられるように、また認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観の確立のために、省庁横断的かつ総合的な取組の推進に総力を挙げる。②地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定においては、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置の在り方を検討すること。③地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取組を、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自自治体の施策を適切かつ確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参加できる体制の整備を検討すること。④認知症の人の「働きたい」というニーズを叶える環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参加を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。⑤独居や高齢者のみの世帯が増える中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。⑥身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて安心・安全に生活ができる社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総合的かつ柔軟に寄り添い支える成年後見制度や身元保証等の在り方について、現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応や、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。⑦全ての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることができるのか（認知症ケアパス）、さらに、認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、「驚かせない！急かせない！自尊心を傷つけない！」など配慮すべき事柄等（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。